

小規模法人のネットワーク化による協働推進事業について

令和8年6月

福島県社会福祉課

説明の概要

- 1.事業の概要
- 2.補助の対象
- 3.補助の対象事業及び補助金額
- 4.県内の事例
- 5.令和8年度の募集開始について

1.事業の概要

地域共生社会の実現に向け、社会福祉法人の連携を推進する新たな手法として、令和4年度より施行されている「社会福祉連携推進法人」の設立を促進する。

また、小規模な社会福祉法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の試行や、当該試行に必要な研修、人事交流等の取組を推進する。

※「社会福祉連携推進法人」については厚生労働省HPより
「社会福祉連携推進法人制度」を参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html

※社会福祉連携法人認定申請マニュアル（2023年度版）

<https://www.pwc.com/jp/ia/knowledge/track-record/social-welfare2024.html>

※社会福祉連携推進法人及び社会福祉法人の法人間連携取組事例集（2025年度版）

<https://www.pwc.com/jp/ia/knowledge/track-record/social-welfare2026.html>

2.補助の対象

(1) 社会福祉連携推進法人設立支援事業

福島県内に主たる事務所を置く社会福祉法人を含む複数の法人等が連携し設立する連携推進法人設立準備会等の代表である社会福祉法人

(2) 小規模法人ネットワーク化事業

福島県内に主たる事務所を置き、一の社会福祉法人において一の施設又は事業所を運営している社会福祉法人又はそれと同規模と知事が認める社会福祉法人等が構築する法人間連携プラットフォームの代表である社会福祉法人

3.補助の対象事業及び補助金額①

- 補助の対象事業

- (1) 社会福祉連携推進法人設立支援事業

- 参加予定の法人の合同研修会の開催、社会福祉連携推進法人の実施に向けたリサーチ等を行う事業

- (2) 小規模法人ネットワーク化事業

- ①法人間連携プラットフォームの設置に係る事業
- ②複数法人の連携による地域貢献のための共同事業の立ち上げに係る事業
- ③福祉・介護人材の確保・定着のための取組の推進に係る事業
- ④参画法人の事務処理部門の集約・共同化の推進に係る事業
- ⑤ICT技術の導入支援に係る事業

3.補助の対象事業及び補助金額②

- 補助金額の上限

(1) 社会福祉連携推進法人設立支援事業

- 1の連携推進法人につき一回に限り、1,000千円

(2) 小規模法人ネットワーク化事業

- 5ページ(2)小規模法人ネットワーク化事業の①法人間連携のプラットフォームの設置に係る事業の取組を必ず行った上で、②、③に掲げるような取組を行う場合(原則2か年まで)

参画法人が5法人以下なら 1,500千円

参画法人が6法人以上9法人以下なら 2,500千円

参画法人が10法人以上なら 4,000千円

上記に加え④を行うなら 3,200千円

⑤を行うなら 2,000千円

をそれぞれ一回に限り、加算することができる

4.県内の事例①

(1) 申請法人

小規模法人を含む法人間連携プラットフォームの代表法人（社会福祉協議会）

(2) 補助対象事業

小規模法人ネットワーク化事業

②複数法人の連携による地域貢献のための共同事業の立ち上げに係る事業

(3) 事業の内容

①子ども食堂の開催

- ・令和元年度より、毎月1回開催

②町内小学生向け「福祉の授業」の実施

- ・社協職員と他の法人の職員が合同で福祉の授業を開催

4.県内の事例②

(3) 事業の内容

③法人連絡協議会の開催

- 年1回の全体会で、積極的な意見交換の場
- 平時からお互い顔の見えるフラットな関係性づくり

④法人合同研修会の開催（テーマ：組織運営・BCPの重要性）

- 各法人から課題に挙がったテーマについての研修
- 社会福祉協議会が講師を招き、法人等の職員を対象に開催
- 法人等の更なる連携強化、「いざというとき」の関係性づくり

5.令和8年度の募集開始について

- (1) 募集開始（決定次第お知らせします。）
 - ・福島県社会福祉課（福祉監査担当）ホームページにて
要綱・要領・提出書類様式を掲載
 - ・メールにて各社会福祉法人に通知

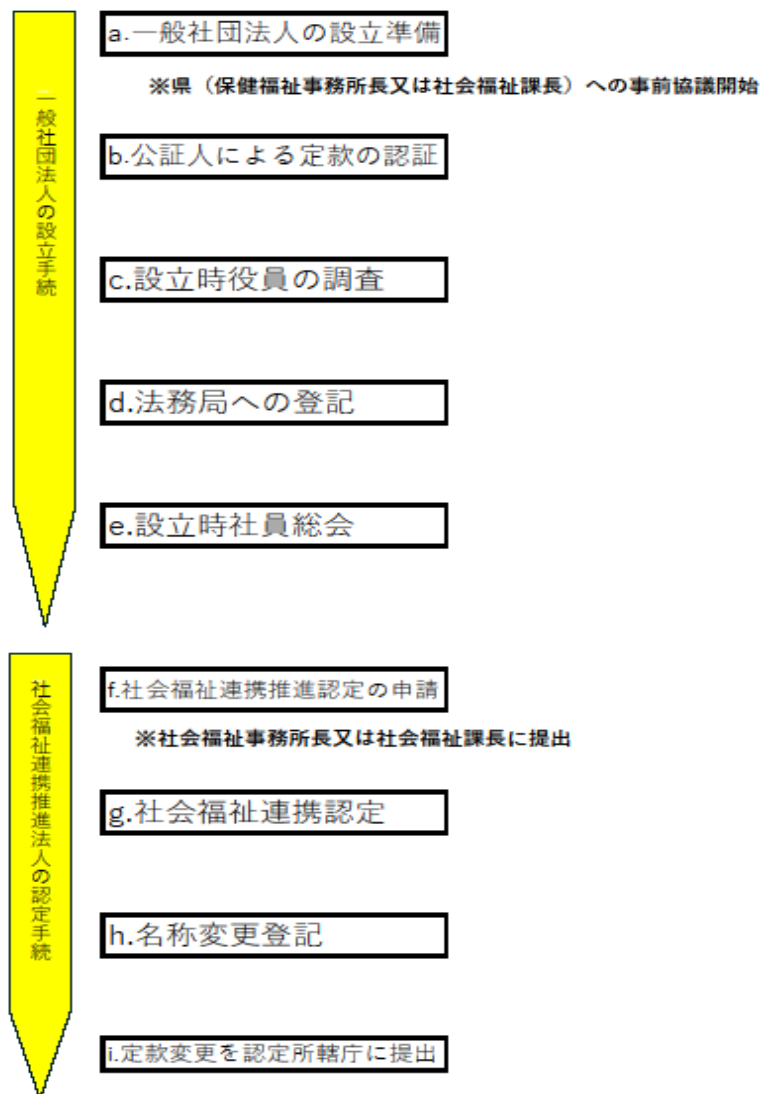
- (2) 応募締切（決定次第お知らせします。）
 - ・各申請書類を準備
 - ・社会福祉課へ郵送または電子メールで提出

- (3) 書類審査・交付決定（日程未定）
 - ・締切後、提出いただいた書類を審査
 - ・補助金交付対象として採択された場合、交付決定通知送付

※交付決定は国からの「令和8年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」の内示後に実施します。

<参考>

社会福祉連携推進法人の認定までのフロー



以上で説明を終了させていただきます。
ご清聴ありがとうございました。